

平成26年度に奄美群島の振興開発に
関して講じた施策

～奄美群島振興開発審議会報告～

平成27年7月10日

【目次】

I	はじめに	1
II	平成 26 年度に奄美群島の振興開発に関して講じた施策	
1	奄美群島の特性に応じた産業の振興又は 奄美群島における住民の生活の利便性の向上（奄美群島振興交付金）	1
2	地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する施策	
(1)	農林水産業の振興	3
(2)	情報通信産業等の振興	4
(3)	地域資源を活用した商工業等の産業の振興	5
3	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する施策	6
4	観光の開発に関する施策	6
5	道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資 の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本 邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する施策	
(1)	交通施設の整備等	7
(2)	人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化	8
(3)	情報通信の確保	9
6	住宅及び生活環境の整備に関する施策	9
7	保健衛生の向上に関する施策	11
8	高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する施策	11
9	医療の確保等に関する施策	12
10	防災及び国土保全に係る施設の整備に関する施策	12
11	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する施策	13
12	再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する施策	14
13	教育及び文化の振興に関する施策	
(1)	教育の振興	15
(2)	文化の振興	16
14	国内及び国外の地域との交流の促進に関する施策	17
15	奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する施策	17
16	奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、 住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保 に関する施策	18
	(参考資料)	
I	奄美群島振興開発特別措置法	20
II	奄美群島の現況	23

I はじめに

奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号。以下、「法」という。）の奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）は、鹿児島市の南西約 370～560km の範囲にあり、我が国の離島の中でも、特に本土から遠隔の地に位置している。有人離島には、奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島の 8 島があり、総面積は 1,231km²、人口は約 11 万人である。

奄美群島は、我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、奄美群島においては、いまだ産業が十分には確立されたとは言えず、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されており、振興開発をより一層強力に推進していく必要がある。

本報告は、法第 41 条に基づき、平成 26 年度に講じた奄美群島の振興開発に関する施策について、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が奄美群島振興開発審議会に報告するものである。

II 目標達成に向け講じた施策

1. 奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上（奄美群島振興交付金）

奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病虫害の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、これらの特殊事情による不利性を克服するため、産業の振興、社会資本整備等の施策が講じられてきたところである。しかしながら、奄美群島においては、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。

平成 26 年 4 月に奄美群島振興開発特別措置法が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、ソフト面を中心に自らの責任で地

域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みである奄美群島振興交付金が創設された。平成 26 年度は、補正予算と合わせて約 24 億円を確保し、以下のような事業に対して支援を行った。

① 奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業

奄美群島産の農林水産物を群島外に出荷する際、本土より高い輸送コストについて支援を行い、流通条件の不利性を軽減することで、生産基盤の強化を図る。

② 農業創出緊急支援事業

営農技術の普及や災害に強い農業施設の整備により生産基盤を強化するとともに、農作物加工の技術開発等により付加価値の高い農業生産の推進を図る。

③ 奄美群島航空運賃軽減事業・奄美群島航路運賃軽減事業

群島住民等の航空・航路運賃を軽減することにより、島外との往来を活発化し、地域経済の活性化を図る。

④ 世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン

世界自然遺産登録に向けた観光振興のため、奄美群島を訪れる観光客を対象に航路・航空路運賃の実質的な負担軽減等を行い、来訪者の拡大を図る。

⑤ 情報通信産業人材育成事業

情報通信関連企業における人材育成に対して支援を行い、技術力の強化を図るとともに、情報通信関連企業の新規起業を促進する。

⑥ 観光拠点連携整備事業

観光拠点として利活用が期待される施設及び観光拠点施設を補完する観光案内標識や休憩施設等を整備し、観光客の誘致拡大を促進する。

⑦ 奄美群島防災関連施設整備事業

集会所・公民館等の避難所において、備蓄機能の強化やバリアフリー化を推進することにより、防災機能の強化を図る。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

- ・奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業【別紙 1-1】
(事業主体：市町村、実施地域：12市町村)
- ・奄美群島航空運賃軽減事業・奄美群島航路運賃軽減事業【別紙 1-2】
(事業主体：協議会、実施地域：12市町村)
- ・世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン【別紙 1-3】

- (事業主体：協議会、実施地域：12市町村)
- ・情報通信産業人材育成事業【別紙1-4】
(事業主体：市町村、実施地域：奄美市)
- ・農業創出緊急支援事業【別紙1-5】
(実施主体：市町村・営農集団、実施地域：喜界町・徳之島町・天城町・和泊町・知名町)
- ・観光拠点連携整備事業
(事業主体：市町村、実施地域：奄美市・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・天城町・伊仙町・与論町、実績件数：7件)
- ・奄美群島防災関連施設事業
(事業主体：市町村、実施地域：龍郷町・伊仙町・知名町、実績件数：3件)

2. 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する施策

(1) 農林水産業の振興

奄美群島は、大消費地が遠いことや台風の常襲地帯に位置すること等の不利性を有しているが、冬期も温暖な亜熱帯性気候帯に属しており、周辺に良好な漁場が多いこと等の有利性も有していることから、農林水産業生産基盤の強化やさとうきびの生産対策、特殊病害虫対策を行うとともに、台風強い平張ハウスの整備等による高付加価値型農業の育成、地域特産漁業資源の管理、沖合・沿岸漁場の整備開発等地域の特性に十分対応した農林水産業の振興を図ることが重要である。

このため、奄美群島振興交付金を活用し、沿岸域で藻場造成や栽培漁業、マグロ養殖を効率的に推進するための技術開発試験や調査等を行うとともに、地域水産物の鮮度保持技術の開発や未・低利用資源の加工品開発のための調査等を実施した。また、奄美群島の特性に即した農業生産を振興するために、付加価値の高い農業の推進と、台風災害に強い施設整備を行った。

このほか、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付し、地方公共団体が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とする取組を支援した。

また、耕作放棄地の解消及び発生防止を図るとともに、森林の整備・保全等を支援した。

さらに、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の繁殖地の保護、整備等を推進し、離島漁業を再生させるため、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁場の管理・改善等の離島周辺海域における水産動植物の生育環境

の保全及び改善に資する取組や海洋資源の高付加価値化等の地域の自主性と創意工夫を生かした取組を支援した。また、燃油高騰による漁業経営への影響を緩和する漁業経営セーフティネット構築事業において、漁業者と国が積立を行い、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付した。このほか、農業農村整備事業や農山漁村地域整備交付金等による農林水産業生産基盤の強化や、消費・安全対策交付金による重要病害虫の早期発見のための調査や根絶に向けた防除への支援を行った。

<平成26年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・農業創出緊急支援事業【再掲】

(事業主体：市町村・営農集団、実施地域：喜界町・徳之島町・天城町・和泊町・知名町、実績件数：12件)

・水産資源利用開発調査(事業主体：鹿児島県、実績件数：5件)

○農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(事業主体：市町村、実施地域：奄美市・天城町・伊仙町、実績件数：3市町)

○農業農村整備事業(農業競争力強化対策)

(事業主体：国・鹿児島県等、実施地域：徳之島町・和泊町、実績件数：39地区)

○農山漁村地域整備交付金

(事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美市・喜界町・和泊町・与論町・知名町・瀬戸内町・徳之島町・龍郷町・宇検村・大和村、実績件数：10市町村)

○消費・安全対策交付金(重要病害虫の特別防除等)

(事業主体：鹿児島県、実施地域：喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町、実績件数：7市町村)

○離島漁業再生支援交付金

(事業主体：漁村集落、実施地域：龍郷町・奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・与論町、実績件数：11市町村13集落)

(2) 情報通信産業等の振興

情報通信技術を活用した産業は、地理的不利性を抱える奄美群島においても定着が可能であることから、超高速ブロードバンド等情報通信基盤の整備の推進、インキュベート施設の整備・拡充による情報通信産業を担う企業の誘致や起業の促進、同産業を支える人材の育成等により、群島内における産業集積を図ることが必要である。

このため、情報通信産業人材育成事業等(企業派遣によるOff-JT研修に要する経費の助成、専門的な知識を有し技術指導するコーチの招聘等)を実施し、情

報通信関連企業における技術力の強化を図るとともに、情報通信関連企業の新規起業を支援した。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・情報通信産業人材育成事業【再掲】

(事業主体：市町村、実施地域：奄美市、実績件数：1 件)

(3) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興

地域の自立的発展を促進するためには、地域資源を活用することが重要であり、都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の手作り活動を支援し、都市と農村の共生・対流を総合的に推進した。

また、離島漁業再生支援交付金を活用し、海洋資源の高付加価値化、低・未利用資源の活用、販路拡大、体験漁業、海洋レジャーへの取組等、地域の自主性と創意工夫を生かした取組を支援した。

黒糖焼酎等の地場産業については、奄美群島内外の市場における競争力の強化、情報化への対応、流通体制の強化、新商品の開発等に対する支援として、奄美群島振興交付金による特産加工品商品開発・販売力向上人材育成事業等を実施した。

さらに、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を希望する者に対する支援等を行うため、奄美群島振興交付金による地域起業家人材育成事業を実施した。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金（事業主体：市町村等、事業数：16 事業）

・特産加工品商品開発・販売力向上人材育成事業

(事業主体：奄美群島広域事務組合、実施件数：1 件)

・地域起業家人材育成事業

(事業主体：奄美群島広域事務組合、実施件数：1 件)

○都市農村共生・対流総合対策交付金

(事業主体：協議会、実施地域：大和村、実績件数：1 村)

○離島漁業再生支援交付金【再掲】

(事業主体：漁村集落、実施地域：龍郷町・奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・

喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・与論町、実績件数：11 市町村 13 集落)

3. 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する施策

奄美群島では、人口減少が継続しており、特に若年層の人口流出が続いていることから、若年層を中心とした雇用機会の拡大、定住人口の確保を図るためには、地域外からの事業者誘致及び民間事業者による投資促進を通じた内部的発展を実現することが必要である。このため、平成 27 年 3 月 31 日までとなっていた製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備等に係る割増償却制度の適用期限を 2 年間延長した。

また、基幹産業である第一次産業の不振等により、就業機会が減少していることや、人口減少や高齢化の進展に伴い地域の産業を支える人材不足が課題になっている。そこで、雇用情勢の厳しい地域で、事業所を設置・整備し、地域求職者を雇い入れた事業主に一定額を助成する地域雇用開発奨励金や、地域の協議会が地域資源を活用して行う自発的な雇用創出の取組を支援する実践型地域雇用創造事業を活用することで、雇用情勢が厳しい奄美群島における雇用機会の確保に努めた。

さらに、離職者を対象として、民間機関を活用した職業訓練を実施したほか、職業訓練を行う事業者を対象として、訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等、職業能力開発に係る支援を実施した。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○実践型地域雇用創造事業

(事業主体：協議会、実施地域：奄美市)

○地域雇用開発奨励金

(事業主体：厚生労働省、実施地域：奄美市、瀬戸内町、和泊町、知名町、実施件数：8 件)

○多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の確保

(事業主体：鹿児島県（民間教育訓練機関）、実施地域：奄美市)

4. 観光の開発に関する施策

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的に生かすことができる産業であり、また、地理的に東アジアに開かれた位置にあることを利点とすることが可能である。

世界自然遺産の国内候補地として、地域の重要な資源である自然環境を適切

に保全する取組とともに、奄美群島の認知度向上や観光客の誘致等の様々な取組を推進する必要がある。このため、奄美群島に対する観光の気運を醸成すべく、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーンにより、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島を訪れる観光客の負担を軽減するための取組を支援した。

さらに、観光拠点連携整備事業により、奄美群島の観光拠点として利活用が期待される施設整備及び観光拠点を補完する公衆用トイレや観光案内標識などの整備を実施した。

また、都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し、農山漁村における滞在交流型の余暇活動を行うグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなど、奄美群島の特性を生かし、かつ、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進した。

さらに、地域の自然観光資源を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくため、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業により、エコツーリズムに取り組む団体に有識者を派遣し、エコツーリズムの要となる人材の育成や地域の課題の分析などのアドバイスにより取組の一層の促進を図った。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン

(事業主体：協議会、実施地域：12市町村)

・観光拠点連携整備事業【再掲】

(事業主体：市町村、実施地域：奄美市・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・天城町・伊仙町・与論町、実績件数：7件)

○都市農村共生・対流総合対策交付金【再掲】

(事業主体：協議会、実施地域：大和村、実績件数：1村)

○エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業

(事業主体：環境省、実施地域：徳之島町・天城町・伊仙町、実績件数：1件)

5. 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する施策

(1) 交通施設の整備等

道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上での重要な生活・産業

の基盤である。

このため、港湾整備事業や社会資本整備総合交付金事業等により、安全かつ安定的な輸送に必要な交通基盤の整備及び維持管理を行った。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○港湾整備事業

(事業主体：国・鹿児島県、実施地域：名瀬港（奄美市）、和泊港（和泊町）

○空港整備事業

(事業主体：国・鹿児島県、実施地域：奄美空港（奄美市）滑走路改良、無線施設整備)

○社会資本整備総合交付金事業

(事業主体：鹿児島県・市町村実施地域：奄美市・瀬戸内町（国道 58 号網野子バイパス）等

(2) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化

奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路は住民にとっての生活路線であり、かつ、群島内の事業者等にとっては、業務上も欠かせないインフラであることから、地域公共交通確保維持改善事業により、これらの航空路線・離島航路に対する運航費補助を行うことで、その安定的な運航の確保を図った。

このほか、奄美群島航空運賃軽減事業や奄美群島航路運賃軽減事業により、群島住民等の航空・航路運賃を軽減し、住民の生活の利便性の向上を図った。

また、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーンにより、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島に訪れる観光客を対象に航空運賃の実質的な負担軽減等を行い、来訪者の拡大を図った。

物資の流通に関しては、農林水産物輸送コスト支援事業を支援することにより、輸送費を軽減することで、地域の特性に応じた農林水産品について、本土等との競争条件の格差を解消し、販路・生産拡大に努めた。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・奄美群島航空路運賃軽減事業【再掲】

(事業主体：協議会、実施地域：12市町村)

・奄美群島航路運賃軽減事業【再掲】

(事業主体：協議会、実施地域：12市町村)

・世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン【再掲】

(事業主体：協議会、実施地域：12市町村)

- ・奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業【再掲】

(事業主体：市町村、実施地域：12市町村)

○地域公共交通確保維持改善事業

- ・離島航空路運航費補助金

(事業主体：国、実施地域(空港所在地)：与論町・和泊町・天城町・喜界町・奄美市・霧島市、実績件数：1事業者4路線)

- ・離島航路運営費等補助金

(事業主体：国、実施地域(寄港地)：喜界町・奄美市・瀬戸内町・徳之島町・知名町、実績件数：2事業者2航路)

(3) 情報通信の確保

奄美群島における高度情報通信ネットワーク等の整備は、奄美群島が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用の手段としても極めて有効であり、基盤整備の結果、ブロードバンドの利用、地上デジタル放送の受信及び携帯電話の利用が可能となった。

超高速ブロードバンド(注1)については平成26年3月末時点における全国の利用可能世帯数の割合が99.9%であるのに対し、奄美群島(注2)における利用可能世帯数の割合は98.4%となっている。

また、携帯電話等の使用可能エリアの拡大も課題となっていることから、その費用の一部を支援する制度を整備している。

そのほか、情報通信利用環境整備推進交付金により、超高速ブロードバンドが整備されていない地域(喜界島)における海底光ファイバ等の回線敷設費用の一部を補助した。

(注1)FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE(FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る。)

(注2)奄美群島振興開発特別措置法の対象のうち、一般住民が居住している島。

<平成26年度に講じた主要施策>

○情報通信利用環境整備推進交付金

(事業主体：市町村、実施地域：喜界町、実績件数：1件)

6. 住宅及び生活環境の整備に関する施策

生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の形成は、

若年層やU I ターンを希望する者に加え、二地域居住により奄美群島に居住しようとする人々の定住意欲を促進し、奄美群島の活性化を図る上で重要である。

このため、社会資本整備総合交付金による新規の公営住宅整備や、既存の公営住宅改善事業を行い、居住環境の向上に努めた。

また、汚水処理について、平成 23 年度末時点での全国の普及率が 87.6%であるのに対し（平成 24 年 8 月 31 日付け「国土交通省報道発表資料」）、奄美群島は 67.3%（平成 24 年 4 月 1 日現在）であった（公益財団法人日本離島センター「2013 離島統計年報」）。このため、群島民、観光客等が安心して心地よく生活し又は滞在できるようにするために、生活用水の安定確保や汚水処理に関する取組を推進した。

また、廃棄物処理については、廃棄物の適正処理による快適な生活環境の確保を図るため、循環型社会形成の推進という観点から、地方公共団体の自主性と創意工夫を活かした計画に基づく、地域の特性を活かした廃棄物処理に必要な施設の整備を実施した。

併せて、水道施設については、生活用水の安定確保のため簡易水道等施設整備費補助により、主に老朽対策、耐震化及び簡易水道統合の取組に必要な水道施設整備に要する費用の一部を支援した。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○社会資本整備総合交付金

（事業主体：鹿児島県・市町村、実施地域：奄美市・瀬戸内町等、実施件数：18 件）

○防災安全交付金

（事業主体：鹿児島県・市町村、実施地域：奄美市・瀬戸内町、実施件数：5 件）

○農山漁村地域整備交付金

（事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美市・喜界町・大和村、実施件数：3 市町村）

○循環型社会形成推進交付金（浄化槽事業）

（事業主体：市町村、実施地域：喜界町・与論町・奄美市・瀬戸内町・龍郷町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町、実績件数：10 件）

○循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設整備）

（事業主体：市町村、実施地域：喜界町・与論町、実績件数：2 件）

○簡易水道等施設整備費補助

（事業主体：市町村、実施地域：奄美市・龍郷町・喜界町・天城町・伊仙町・宇検町・瀬戸内町、実績件数：12 件）

7. 保健衛生の向上に関する施策

奄美群島は、長寿・子宝・癒しの島としての社会的特性を有していることから、その要因について研究するとともに、その豊かな地域資源を生かし、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりへの取組を促進することが重要である。

奄美群島においては、ハブが住民生活や農林業の振興にとって大きな阻害要因となっているため、ハブ駆除対策事業やハブ咬症対策事業を実施した。

＜平成 26 年度に講じた主要施策＞

○奄美群島振興交付金

・ハブ駆除対策事業

(事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島・徳之島、実績件数：調査 1 件・研究委託 1 件)

・ハブ咬症対策事業

(事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島・徳之島、実績：抗毒素購入 56 本・ハブ買上 6,731 匹)

8. 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する施策

平成 22 年 10 月 1 日現在における高齢者比率（65 歳以上人口の比率）は全国が 23.0%である一方、奄美群島は 29.1%であった（総務省「平成 22 年国勢調査」）。奄美群島においては、総じて高齢化が進展しており、医療需要に加え、介護需要も高まってきている。こうした状況から、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援した。具体的には、奄美群島において、独立して生活することに不安のある高齢者等に対する介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「生活支援ハウス」を設置する場合等に、県に設置された基金により整備費の補助を行うことが可能となっている。

また、奄美群島において、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境を整備するため、へき地保育所の運営費に対する補助（保育緊急確保事業費補助）により、通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営に要する費用について補助を行った。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○へき地保育所の運営費に対する補助（保育緊急確保事業費補助）

9. 医療の確保等に関する施策

奄美群島は、本土から隔絶した外海に位置するという特殊事情から、必要な医師の確保や診療所等の施設の充実、島外への救急患者の輸送の対応等、医療体制の充実は重要な課題である。

このため、へき地保健医療対策費を活用して、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、遠隔医療の導入等を推進した。また、必要な医療水準の確保を図るため、群島民や奄美群島を訪れる観光客等が安心して生活又は滞在ができるようへき地診療所の整備や運営支援等、地域の実情にあったへき地保健医療計画の着実な実施に努めるとともに、奄美群島振興交付金により、天城町医療センターの整備を支援した。

また、奄美群島に居住する妊婦は、島を離れて妊婦健診・出産をせざるを得ない場合があり、その際の船舶・航空機の交通費及び宿泊費を伴う移動が多いことが大きな課題となっている。このような状況に鑑み、平成 25 年度から、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じた。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○へき地保健医療対策費

（事業主体：鹿児島県、実績件数：3 件）

○医療施設等設備整備費

（事業主体：鹿児島県、実績件数：1 件）

○奄美群島振興交付金

・医療センター整備事業【再掲】

（事業主体：市町村、実施地域：天城町）

10. 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する施策

奄美群島は、台風の常襲、梅雨時期の集中豪雨に加え、近年、地震活動が活発であり、自然災害の発生しやすい状況下にある。また、奄美群島は大きな災害が

発生すると、群島内外の交通や通信が遮断されて孤立を招きやすい状況にある。

このため、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、防災・安全交付金事業や河川改修事業等により、国土保全施設、避難施設、交通施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備等の整備を推進するとともに、防災上必要な教育及び訓練を実施した。また、天城町においては防災センターと医療センターを一体的に整備するなど、被災者の救難・救助等を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めた。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○防災・安全交付金事業

(事業主体：鹿児島県、実績件数 39 件)

○河川改修事業（床上浸水対策特別緊急事業）

・大美川（龍郷町）：河道拡幅・掘削

(事業主体：鹿児島県、実施地域：龍郷町、実績件数：1 件)

○奄美群島振興交付金

・防災関連施設整備事業

(事業主体：市町村、実施地域：龍郷町・伊仙町・知名町、実績件数：3 件)

・医療センター整備事業

(事業主体：市町村、実施地域：天城町)

○農業農村整備事業（国土強靱化対策）

(事業主体：鹿児島県等、実施地域：喜界町、徳之島町等)

○農山漁村地域整備交付金

(事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美市、喜界町、瀬戸内町、龍郷町、与論町、実績件数：5 市町)

11. 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する施策

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、貴重な野生動植物、照葉樹林や美しいさんご礁等多彩で豊かな自然環境を有しており、世界的にも高く評価されている。

このため、希少野生生物保護対策事業やサンゴ礁保全対策事業、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業等により奄美群島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物の防除、自然公園の適正な保全及び利用等の推進を図った。

また、世界自然遺産の国内候補地として、自然環境保全の担保措置となる国立

公園の指定に向けた調整、希少野生動植物の保護増殖、外来生物の防除、自然再生等の取組を継続して推進するとともに、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会及び地域別ワーキンググループを設置し、推薦書の作成及び管理計画の検討を行った。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

- ・希少野生生物保護対策事業

(事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美群島 12 市町村、実績件数：1 件)

- ・ヤギ被害防除対策事業

(事業主体：市町村、実施地域：奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町、実績件数：4 件)

- ・サンゴ礁保全対策事業

(事業主体：市町村・協議会、実施地域：12 市町村)

○国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業

(事業主体：環境省、実施地域：奄美市・龍郷町・大和村・宇検村・瀬戸内町・徳之島町・天城町・伊仙町、実績件数：4 件)

○海岸漂着物地域対策推進事業

(事業主体：鹿児島県・市町村、実施地域：奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町、実績件数：14 件)

○日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費・奄美地域国立公園指定推進調査事業

(事業主体：民間、実施地域：奄美市・龍郷町・大和村・宇検村・瀬戸内町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町、実績件数：1 件)

○奄美・琉球世界自然遺産登録準備及び科学的保全管理体制の構築

(事業主体：環境省、実施地域：奄美大島・徳之島、実績件数：2 件)

12. 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する施策

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であることなど様々な長所を有しているが、奄美群島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や離島周辺での再生可能エネルギーの活用等

域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進することが重要である。

このことから、地域の特性を踏まえて、離島の低炭素地域づくり推進事業を活用し環境負荷の小さい地域づくりを推進した。

さらに、再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、再生可能エネルギー発電システム（太陽光発電、風力発電等）や、その発電量変動を押さえるための蓄電池、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備等の導入の支援を行うための予算措置を講じた。

また、奄美群島における石油製品の流通コストは、流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、離島ガソリン流通コスト支援事業により、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講じ、奄美群島における石油製品の安定的かつ低廉な供給の確保に努めた。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○離島の低炭素地域づくり推進事業

（事業主体：地方公共団体・民間団体等、実施地域：和泊町、実績件数：13件）

○離島ガソリン流通コスト支援事業

（事業主体：揮発油販売業者等、実施地域：奄美大島・加計呂麻島・与路島・請島・喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島、実績件数：8島）

13. 教育及び文化の振興に関する施策

(1) 教育の振興

奄美群島の自立的発展を促進するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習を推進することにより、奄美群島の将来を担う人材を育成していくことが必要である。

このため、奄美群島特有の魅力ある自然や文化・伝統等を生かした体験学習や都市部の児童生徒が自然豊かな農山漁村での生活を体験する山村留学等を取り入れる等、地域の特性に応じた教育を進めるとともに、公立文教施設整備費による公立学校施設の整備・充実を図る等、必要な教育環境の整備を推進した。

また、島内に高等学校等が存在せず、隣接する島の高等学校等へ通学する場合等においても等しく修学できる環境整備を推進する必要があるため、離島高校生修学支援事業において、高校生等の通学等を支援し、修学の機会を確保した。

そのほか、離島地域における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の

組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、特別の配慮をすることとし、地方公共団体からの申請に基づき、教職員定数の追加措置を行った。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○公立文教施設整備費

(事業主体：市町村、実施地域：奄美市・徳之島町・知名町・宇検村、実績件数：7 件)

○離島高校生修学支援事業

(事業主体：町村、実施地域：和泊町・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・大和村、実績件数：5 件)

○離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算

(事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美市及び大島郡、実績：27 人)

(2)文化の振興

奄美群島における固有の伝統行事などの民俗文化財等については、群島民一人一人がしっかりとその魅力と価値についての認識を共有して、地域において次世代に着実に伝承できるよう取り組む必要がある。

このため、国指定等文化財の保存・活用のため、国宝重要文化財等整備費補助金により、所有者又は管理団体等に対して補助を行ったほか、文化遺産を活かした地域活性化事業により、奄美遺産ホームページ「電子ミュージアム奄美」を制作して情報発信するとともに、奄美群島で使用される旧暦に基づき、奄美遺産の紹介等を盛り込んだ旧暦行事カレンダーを作成、配布する取組に対して支援を行った。

また、小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施した。

さらに、平成 21 年 2 月にユネスコが指摘した危機的な状況にある 8 言語・方言のうち、国頭方言（沖縄本島北部、沖永良部島、与論島等の方言）を含めた 4 方言について、それらの保存・継承に係る取組等の実態や課題に関して調査及び研究し、危機的な状況の改善に取り組んだ。

<平成 26 年度に講じた主要施策>

○国宝重要文化財等整備費補助金

(事業主体：奄美市・伊仙町(2 件)・瀬戸内町・喜界町(2 件)・知名町・天城町・和泊町、実績件数：9 件)

○文化遺産を活かした地域活性化事業

(事業主体：奄美遺産活用実行委員会、実績件数：1 件)

○文化芸術による子どもの育成事業

(事業主体：文化庁、実施地域：徳之島町・和泊町・龍郷町・喜界町・宇検村・瀬戸内町、実績件数：9件)

○危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究

(事業主体：文化庁、実施地域：沖永良部島・与論町、実績件数：1件)

14. 国内及び国外の地域との交流の促進に関する施策

奄美群島の魅力を生かし、奄美群島の自然、文化、歴史等の研究等の目的で来島する人々や二地域居住やU I ターン等による定住者を拡大することは、経済・文化面での交流の活性化を促し、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、奄美群島の自立的発展を促進する上で極めて重要である。

このため、地域資源を生かした特色ある地域作りを進めつつ、都市農村共生・対流総合対策交付金を活用した滞在交流型の観光等の取組を通じ交流人口の増大を図った。

また、世界自然遺産の国内候補地として、将来を見据えて屋久島や沖縄との連携を図るとともに、奄美群島の特徴、魅力や役割を積極的かつ印象深く国内外に発信することが必要であり、奄美群島世界自然遺産登録推進事業により、世界自然遺産登録に係る課題について調査・検討を行った。

<平成26年度に講じた主要施策>

○都市農村共生・対流総合対策交付金【再掲】

(事業主体：協議会、実施地域：大和村、実績件数：1件)

○奄美群島振興交付金

・奄美群島世界自然遺産登録推進事業

(事業主体：鹿児島県、実施地域：奄美群島12市町村、実績件数：1件)

15. 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する施策

奄美群島と本土との格差の是正を図るとともに、同群島の独特の豊かな自然環境等を生かした地域主体の振興開発を推進していくためには、振興開発の担い手となる人材の確保及び育成や多様な主体による連携・協力が不可欠である。

このため、奄美群島に対する愛着と、地域おこしや起業に対する意欲を持ち、本土の人々や観光客の視点を持って奄美群島の振興開発に当たることができる

人材の育成を図る。具体的には、奄美群島成長戦略ビジョン実現事業の一環として、奄美の実情に即したマーケティング・アカウティングの知見習得の機会を設ける地域起業家人材育成事業や国内第一線で活躍する本土在住デザイナー・プランナーと連携し、商品デザインに関するスキルアップを図る地域デザイン人材育成事業等を実施した。

<平成26年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・成長戦略ビジョン実現事業

(地域起業家人材育成事業【再掲】、地域デザイン人材育成事業)

(事業主体：奄美群島広域事務組合、実施地域：奄美群島12市町村、実績件数：16件)

・情報通信産業人材育成事業

(事業主体：市町村、実施地域：奄美市、実績件数：1件)

○エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業【再掲】

(事業主体：環境省、実施地域：徳之島町・天城町・伊仙町、実績件数：1件)

16. 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する施策

近年、事業者、住民、NPO等が、公共サービスの提供、社会貢献等、行政では対応困難な地域密着型の活動に取り組む状況が見られることから、奄美群島の一層の自立的発展に向け、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりをさらに広めていくことが重要である。

このため、これらの主体のほか、地域づくり支援やNPO支援等のきめ細やかな対応等が期待されている奄美基金等様々な関係者間の連携と協力により「新たな公」を育むシステムの構築に取り組む必要がある。

平成26年度に講じた施策としては、奄美群島振興交付金事業による奄美群島民間チャレンジ支援事業において、奄美群島振興開発基金が事業選定の審査委員として参加し、新商品の開発の促進等新たな、民間企業等の取組に対し、金融面からの視点で事業計画に対するアドバイスを行うなどの業務連携を実施することで、民間事業者の事業立ち上げ時におけるスキルアップを図った。

<平成26年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・成長戦略ビジョン実現事業

(奄美群島民間チャレンジ支援事業、地域起業家人材育成事業【再掲】)

(事業主体：奄美群島広域事務組合、実施地域：奄美群島12市町村、実績件数：16件)

参考資料Ⅰ 奄美群島振興開発特別措置法

昭和 29 年に奄美群島振興開発特別措置法が制定され、以降概ね 5 年ごとに奄美群島をめぐる状況にかんがみ、延長・改正が行われてきた。現在の奄美群島振興開発特別措置法（以下、「法」という。）は、平成 26 年 3 月に第 186 回国会において一部改正する法律が成立し、平成 26 年 3 月 31 日交付、同年 4 月 1 日施行された。法の目的に定住の促進が明記され、その実現に向けてソフト事業を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みである交付金制度を創設するとともに、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとした。

このような法の趣旨を踏まえた奄美群島の振興のあり方を示すものとして、国は平成 26 年 5 月 7 日に「奄美群島振興開発基本方針」を策定し、奄美群島の振興開発の意義及び方向、奄美群島の振興開発を図るための基本的事項等を定めた。本方針に基づき、鹿児島県は奄美群島の振興開発施策を具体的に記載した奄美群島振興開発計画を平成 26 年 5 月 15 日に定めた。

また、平成 27 年 6 月に第 189 回国会において、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律が成立し、平成 27 年 6 月 26 日に交付された。奄美群島振興開発基金におけるガバナンスの強化を目的とし、役職員の秘密保持義務及び罰則に関する規定を新設（同年 7 月 16 日施行）し、金融庁検査を導入（同年 10 月 1 日施行）することとした。

(参考) 改正法の変遷

法の対象期間	改正法の内容
昭和 29～35 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●奄美群島復興特別措置法制定 <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 5 か年の復興計画及び年度実施計画の策定を規定 ・国庫補助率の嵩上げを規定 ・奄美群島復興審議会を設置 ・総理府（自治庁）で掌理 ・昭和 35 年度末を法律の期限とする ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島復興信用保証協会を設立
昭和 35～40 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の期間を 10 か年に延長 ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島復興信用保証協会に融資業務を追加し、奄美群島復

	<p>興信用基金に改組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治省に移管
昭和 39～43 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・題名を「奄美群島振興特別措置法」と改称 ・5か年の振興計画の策定を規定 ・奄美群島復興審議会を奄美群島振興審議会に改称 ・奄美群島復興信用基金を奄美群島振興信用基金に改称 ・県・国の直接実施事業に関する規定等を削除
昭和 44～48 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・振興計画の期間を10か年に延長
昭和 49～53 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・題名を「奄美群島振興開発特別措置法」と改称 ・5か年の振興開発計画の策定を規定 ・奄美群島振興審議会を奄美群島振興開発審議会に改称 ・奄美群島振興信用基金を奄美群島振興開発基金に改称 ・予算を一括計上移替に変更（閣議決定） ・年度実施計画に関する規定等を削除 （・政令の別表で補助率等を規定） ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・総理府（国土庁）に移管
昭和 54～58 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・振興開発計画の期間を10か年に延長
昭和 59～63 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・5か年の振興開発計画の策定を規定
平成元年～5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・振興開発計画の期間を10か年に延長 ・奄美群島振興開発基金に出資業務を追加 ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率の恒久化
平成 6～10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・5か年の振興開発計画の策定を規定 ・地方債、医療の確保、交通の確保、情報の流通の円滑化及び交通体系の充実、高齢者の福祉の増進、教育の充実及び文化の振興に関する配慮規定を創設
平成 11～15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・振興開発計画の期間を10か年に延長 ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による改正 ・国土交通省・総務省・農林水産省に移管

平成 16～20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的規定に自立的発展を追加 ・ 5か年の振興開発基本方針の策定を規定 ・ 5か年の振興開発計画の策定を規定 ・ 医療の充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進及び人材の育成に関する配慮規定を創設 ・ 独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立 ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律により、振興開発計画に基づく事業に交付金を交付する場合の交付金の額の算定について規定
平成 21～25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に定める事項に、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項を規定 ・ 基本方針に定める事項に、奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人、その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を規定 ・ 就業の促進に関する配慮規定を創設 ・ 配慮規定の人材育成に関係者間における緊密な連携及び協力の確保を追加 ・ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置における第2号に掲げる事業に、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業及びそれ以外の業種に属する事業者が情報通信技術を利用し商品や役務に関する情報を提供する事業を規定
平成 26～30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美群島振興交付金の創設 ・ 市町村産業振興促進計画の創設 ・ 目的規定に「定住の促進を図る」旨等を追加 ・ 配慮規定に、介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、教育に係る事項を追加 ・ 振興開発に係る国及び地方公共団体の責務規定を創設 ・ 厚生労働、文部科学、経済産業、環境の4大臣を主務大臣に追加 ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律による改正

参考資料Ⅱ 奄美群島の現況

1. 人口等の動向

奄美群島の人口は、昭和30年に約20万人であったが、平成22年には約12万人まで減少している。また、鹿児島県全体に比べ、人口減少・人口流出がより顕著である。

また、昭和35年の人口構成は若年層の人口が多いピラミッド型を維持していたが、少子高齢化及び若年層を中心とする人口流出の結果、平成22年は高齢者が多い逆ピラミッド型になっている。

(図1) 昭和30年の人口を100とした場合の全国・鹿児島県及び奄美群島の人口の推移



(出典) 総務省「国勢調査」(昭和30年～平成22年分)のデータを利用。

(表1) 奄美群島等と全国の人口推移の比較

(単位：人)

項目	昭和30年	35年	40年	45年	50年	55年
奄美群島	205,363	196,483	183,471	164,114	155,879	156,074
離島地域	989,494	948,644	862,347	761,169	695,711	661,055
小笠原諸島	—	—	—	782	1,507	1,879
過疎地域	—	—	—	16,421,769	15,539,473	15,201,343
全国	90,076,594	94,301,623	99,209,137	104,665,171	111,939,643	117,060,396
項目	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
奄美群島	153,062	142,834	135,791	132,315	126,483	118,773
離島地域	627,989	576,513	538,297	500,084	460,142	418,895
小笠原諸島	2,303	2,361	2,809	2,824	2,723	2,785
過疎地域	14,809,639	14,070,911	13,506,747	12,911,418	12,203,153	11,355,109
全国	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352

(備考) 1. 離島地域は、平成27年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている259島を対象

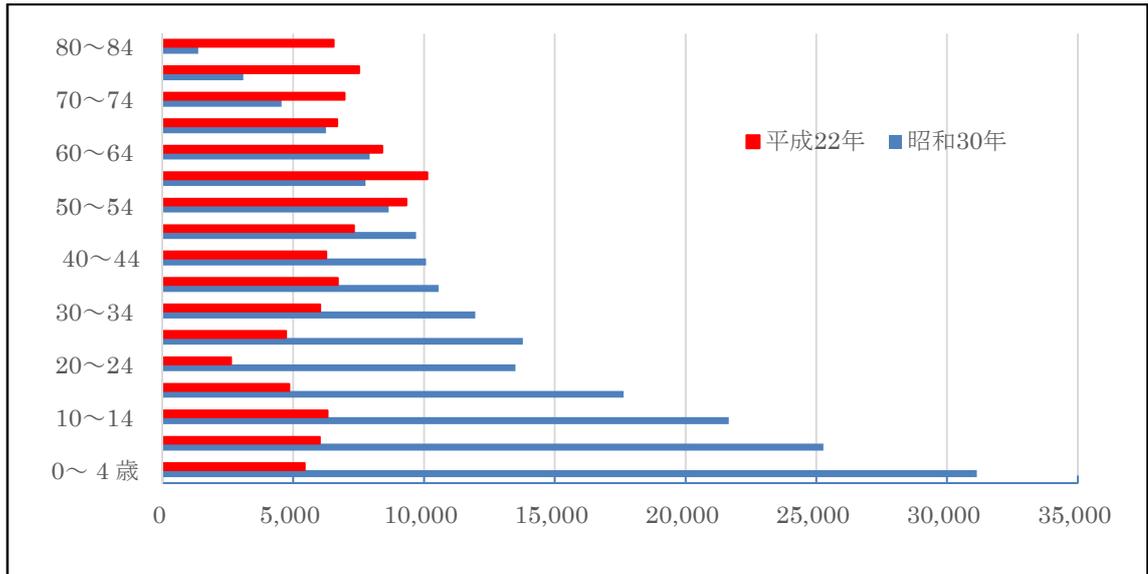
に算出。

2. 小笠原諸島は、昭和 43 年まで米軍統治下におかれていたため、昭和 30 年、35 年及び 40 年のデータはなし。

3. 過疎地域は、平成 26 年 4 月 1 日現在指定されている地域を対象に算出。

(出典) 総務省「国勢調査」(昭和 30 年～平成 22 年分)。

(図 2) 奄美群島の年齢別人口構成



(出典) 奄美群島の概況。

2. 財政

平成 24 年度における奄美群島の財政力指数、実質公債費比率及び将来負担比率については、他の条件不利地域と比較して厳しい状態にある。

(表 2) 財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率の状況

項目	財政力指数	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
奄美群島	0.15	13.8	79.0
鹿児島県	0.27	9.7	45.0
離島地域	0.20	10.1	67.6
小笠原諸島	0.25	15.1	—
過疎地域	0.24	11.6	47.9
全国市町村	0.49	9.2	60.0

(備考) 1. 離島地域は、平成 27 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 259 島のうち、市町村区域全域が離島である市町村を対象に算出。

2. 過疎地域は、平成 26 年 4 月 1 日現在を対象に算出。
3. 以下の語句の説明は、総務省「平成 26 年版（平成 24 年度決算）地方財政白書」より。
- ※1 「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} (\text{過去 3 年の平均値})$$

- ※2 「実質公債費比率」とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ））に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad (\text{3 カ年平均})$$

- ※3 「将来負担比率」とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（出典）総務省「平成 24 年度地方財政統計年報」のデータを利用。

3. 医療

医療の確保は、住民が安心して暮らすための基礎となるが、人口 10 万人当たりの医師数、歯科医師数及び看護師数とも全国平均と比較して少ない。

(表3)人口10万人当たりの医師数、歯科医師数、看護師数の状況 (単位:人)

項目	奄美群島	全国
医師数	169	227
歯科医師数	54	78

(備考) 1. 医師数、歯科医師数は平成24年12月31日現在。

(出典) 1. 奄美群島: 群島の概況

2. 全国: 厚生労働省「平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査」

4. 教育

少子化が進んでいることから学校数、児童数及び生徒数は全国的に減少傾向にあるものの、特に人口減少が進む奄美群島においては生徒数の減少傾向が著しい。

(表4)奄美群島の小学校、中学校及び高等学校の数及び生徒数の状況

項目		平成12年	平成26年	増減率
小学校	学校数	103	92	-10.7%
	児童数	9,631	6,733	-30.1%
中学校	学校数	59	53	-10.2%
	生徒数	5,582	3,415	-38.8%
高等学校	学校数	11	10	-9.1%
	生徒数	5,130	3,015	-41.2%
合計	学校数	173	155	-10.4%
	生徒数	20,343	13,163	-35.3%

(出典) 奄美群島の概況

(表5)全国の小学校、中学校及び高等学校の数及び生徒数の状況

項目		平成12年	平成26年	増減率
小学校	学校数	24,106	20,852	-13.5%
	児童数	7,366,079	6,600,006	-10.4%
中学校	学校数	11,209	10,557	-5.8%
	生徒数	4,103,717	3,504,334	-14.6%
高等学校	学校数	5,478	4,963	-9.4%
	生徒数	4,165,434	3,334,019	-20.0%
合計	学校数	40,793	36,372	-10.8%
	生徒数	15,635,230	13,438,359	-14.1%

(備考) 小学校、中学校及び高等学校の数は、平成26年5月1日現在で、国・公・私立の合計数。

(出典) 文部科学省「文部科学省統計要覧」(平成27年版)。

5. 産業分類別就業者数等の推移

奄美群島の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和60年から平成22年にかけて第1次、第2次産業で就業者数が減少し、第3次産業の就業者数は平成17年まで増加したが、平成22年には減少に転じている。

奄美群島と全国の就業者比率を比較すると、第3次産業はほぼ同じ割合であるが、第1次産業の比率が高く、第2次産業の比率が低い。

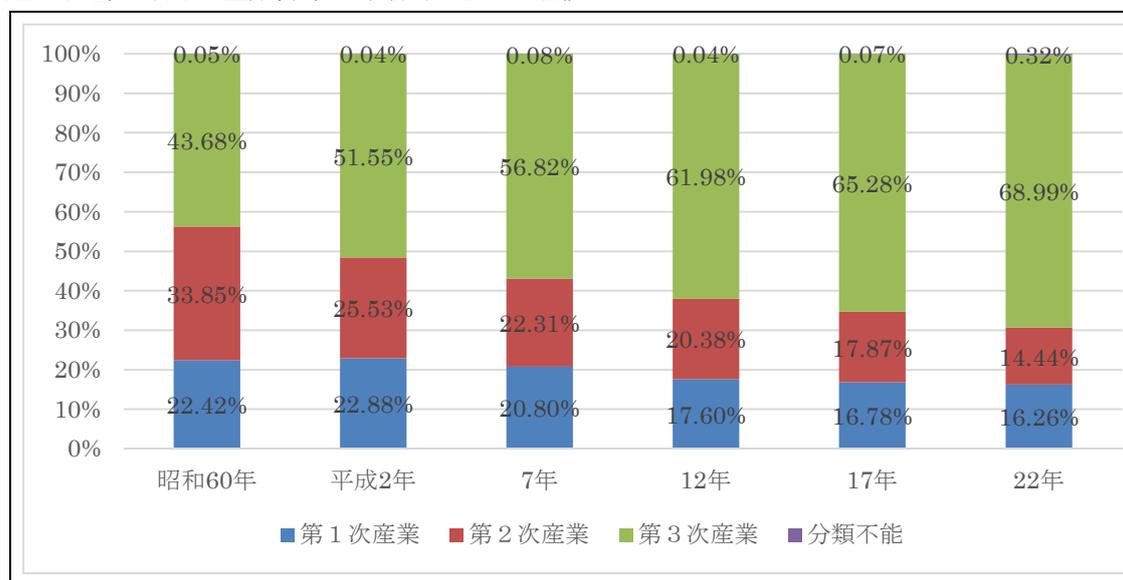
(表6) 奄美群島の産業分類別就業者の推移

(単位：人)

項目	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
第1次産業	15,667	13,865	12,233	10,031	9,303	8,444
第2次産業	23,659	15,468	13,121	11,615	9,903	7,496
第3次産業	30,532	31,231	33,420	35,316	36,183	35,822
分類不能	36	22	48	21	40	164
合計	69,894	60,586	58,822	56,983	55,429	51,926

(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年分)。

(図3) 奄美群島の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年分)。

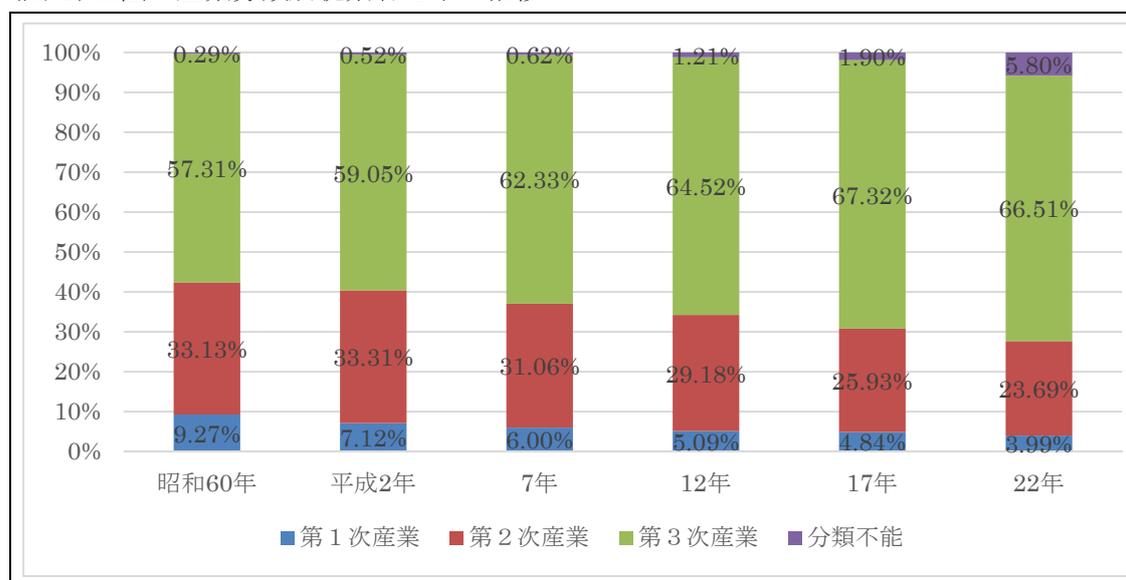
(表7) 全国の産業分類別就業者の推移

(単位：人)

項目	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
第1次産業	5,412,193	4,391,281	3,848,000	3,208,000	2,980,831	2,381,415
第2次産業	19,334,215	20,548,086	19,936,000	18,392,000	15,957,225	14,123,282
第3次産業	33,444,306	36,421,356	40,004,000	40,671,000	41,424,613	39,646,316
分類不能	166,518	320,919	395,000	761,000	1,167,533	3,460,298
合計	58,357,232	61,681,642	64,183,000	63,032,000	61,530,202	59,611,311

(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年分)。

(図4) 全国の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年分)。